

被保険者とサービス受給者の範囲

- 介護保険制度の被保険者は①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）となっている。
- 医療保険に加入していない40～64歳の生活保護受給者や、身体障害者療護施設等の適用除外施設への入所者は被保険者となっていない。
- 介護保険サービスは、65歳以上の者は原因の如何を問わず要支援・要介護状態になったとき、40～64歳の者は初老期痴呆や脳血管疾患等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

(1) 介護保険制度の被保険者の範囲

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳以上65歳未満の 医療保険加入者
受給権者	要介護者、要支援者	要介護者、要支援者のうち、 老化に起因する疾病によるもの
保険料負担	市町村が徴収	医療保険者が医療保険料として 徴収し、納付金として一括納付
賦課・徴収 方法	所得段階別定額保険料 (低所得者の負担軽減あり) 年金額が一定以上の場合、特別 徴収として年金支給額から控除	健康保険： 標準報酬×介護保険料率 (事業主負担あり) 国民健康保険： 所得割、均等割等に按分 (国庫負担あり)

※ 65歳以上の者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者であっても、現に身体障害者療護施設その他の適用除外施設に入所・入院している者は、当分の間、被保険者とならない扱いとなっている。

適用除外施設 … ①長期に継続して入所する実態があり、現行の介護保険サービスを受ける可能性が低い
②重度の障害者の入所が想定され、施設が介護に相当するサービスを提供している
③40歳以上の者が一定程度入所している実態がある 等

(2) 第1号・第2号の被保険者数と保険料総額

①被保険者数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1号被保険者	22,422千人	23,168千人	23,934千人
第2号被保険者	43,083千人	42,817千人	42,645千人

※ 各年度末現在。第1号（介護保険事業状況報告（年報）、第2号（老健局介護保険課調べ）

②保険料納付総額の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
1号保険料総額	192,362百万円	589,869百万円	806,301百万円
2号保険料総額	1,124,289百万円	1,339,046百万円	1,538,365百万円

1号保険料総額：前年度未収の当年度収納分を含む保険料収入総額
平成12年度、平成13年度は特別対策により、それぞれ1/4、3/4相当。

2号保険料総額：診療報酬支払基金からの交付金総額

(介護保険事業状況報告(年報))

③要介護(要支援)認定者数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1号被保険者	2,471千人	2,877千人	3,324千人
第2号被保険者	91千人	105千人	121千人

※各年度末現在。第1号(介護保険事業状況報告(年報))

④サービス利用者数の推移(月平均)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1号被保険者	1,788千人	2,109千人	2,461千人
在宅	1,193千人	1,464千人	1,772千人
施設	594千人	645千人	688千人
第2号被保険者	53千人	66千人	79千人
在宅	43千人	56千人	68千人
施設	9千人	10千人	11千人

※平成12年度については、第1号・第2号未区分の部分を除く。

(介護保険事業状況報告(年報))

⑤保険給付額(支給額)の推移(各年度累計額)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
第1号被保険者	3.2兆円	4.0兆円	4.5兆円
在宅	1.1兆円	1.5兆円	1.9兆円
施設	2.1兆円	2.5兆円	2.6兆円
第2号被保険者	0.08兆円	0.11兆円	0.13兆円
在宅	0.04兆円	0.06兆円	0.08兆円
施設	0.04兆円	0.04兆円	0.04兆円

(3) 特定疾病の考え方

- 第2号被保険者（40～64歳）については、特定疾病（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病）により要介護（要支援）状態になった場合に限り、要介護（要支援）認定が行われ、サービス利用が保険給付の対象となる。

「特定疾病の選定基準の考え方について（要介護認定における特定疾病に関する研究会報告）」

- …特定疾病としては、心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であって次のいずれの要件をも満たすものについて総合的に勘案し、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障害生じさせると認められる疾病を選定することが適切である。
 - 1) 65歳以上の高齢者に多く発生しているが、40歳から65歳未満の年齢層においても発生が認められる等、罹患率や有病率（類似の指標を含む）等の加齢との関係が認められる疾病であって、その医学的概念を明確に定義できるもの
 - 2) 3～6ヶ月以上継続して要介護状態又は要支援状態となる割合が高いと考えられる疾病

筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、シャイ・ドレーガー症候群、初老期における痴呆、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性疾患、脳血管疾患、パーキンソン病、閉塞性動脈硬化症、慢性関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両膝・股関節変形性関節症

(4) 被保険者の範囲を40歳以上とした考え方

- 40歳以上になれば、初老期痴呆や脳卒中による介護ニーズの発生の可能性が高くなること
- 自らの親も介護を要する状態となる可能性が高くなることから、介護保険制度の創設によりその負担が軽減されることになること

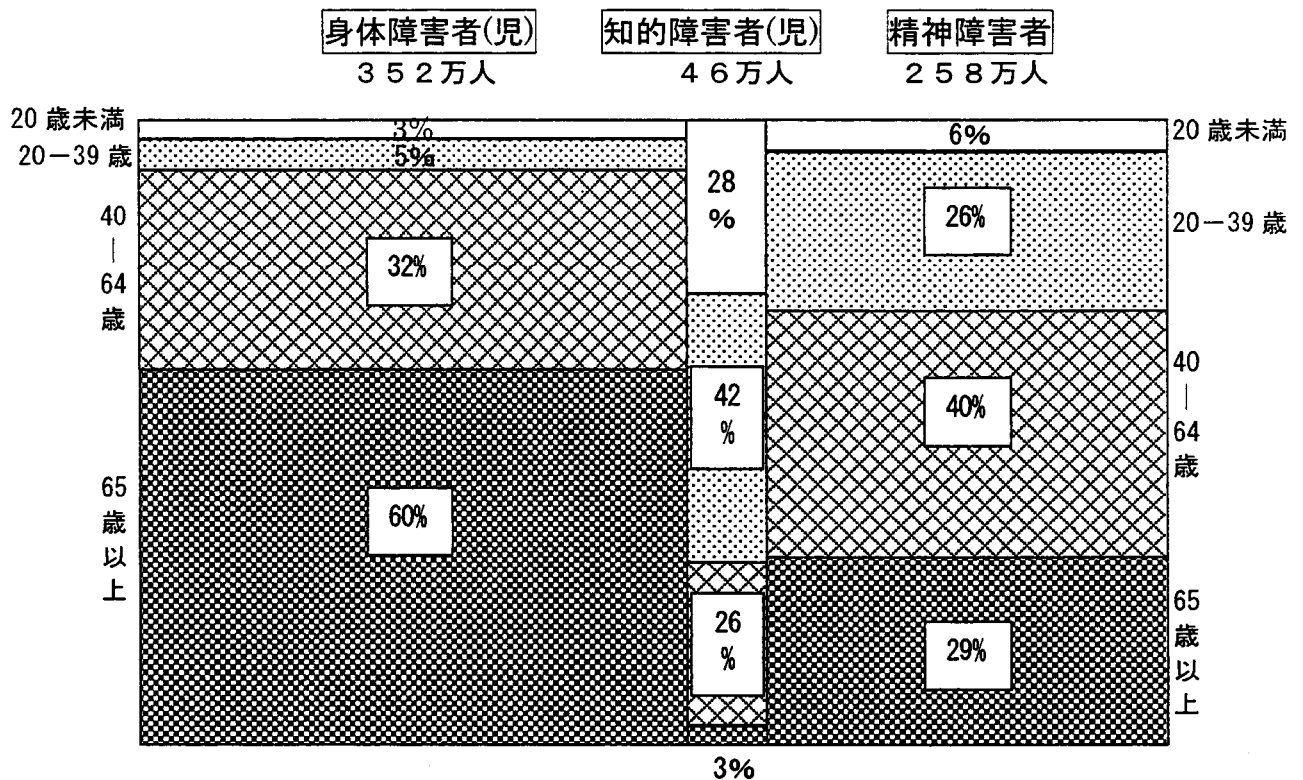
等を勘案。

障 害 者 の 現 状

- 障害者の年齢別状況をみると、65歳以上の者が、身体障害者(児)では60%、知的障害者(児)では3%、精神障害者では29%を占めている。
- 障害程度別にみると、最重度の障害を有する者は、身体障害者(児)の26%、知的障害者(児)の14%を占めている。

〔年齢別の状況〕

- 身体障害者(児)：平成13年身体障害児・者実態調査及び平成13年社会福祉施設等調査に基づく推計(身体障害者障害程度等級1級(最重度)から6級(軽度)までの者を含む)
- 知的障害者(児)：平成12年知的障害児(者)基礎調査及び平成12年社会福祉施設等調査に基づく推計(最重度から軽度までの者を含む)
- 精神障害者：平成14年患者調査に基づく推計患者数

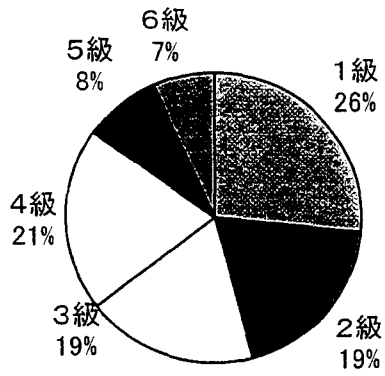


〔参考〕

支援費制度に基づくサービス利用者数：32万人
 (身体障害者(児)、知的障害者(児)が対象 (精神障害者は対象外))

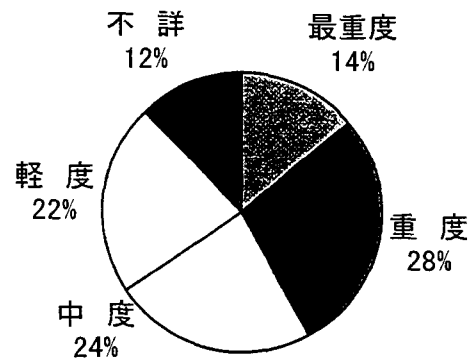
〔障害程度〕

【身体障害者（児）】



出典) 身体障害児者実態調査 (平成 13 年)

【知的障害者（児）】



出典) 知的障害児者基礎調査 (平成 12 年)

障害者福祉サービスの利用状況等

- 支援費制度については、制度施行後、在宅サービスの利用は大幅に伸びており、ホームヘルプサービスで見れば、予算の伸びを上回る実績となっている。
- 一方、サービス基盤の観点から見れば、身体障害者のホームヘルプサービス以外は、在宅サービスの実施市町村数は50%を下回っている。また、支援費制度の対象外である精神障害者福祉施策については、他の障害に比べても整備が進んでいない状況。

居宅生活支援予算額の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
支援費	489億円	516億円 ※(+15%)	602億円 ※(+7%)
うちホームヘルプ	265億円	278億円 ※(+14%)	342億円 ※(+13%)
精神障害者分	17億円	27億円 (+59%)	30億円 (+11%)
うちホームヘルプ	3億円	7億円 (+133%)	9億円 (+29%)

(注) 平成15年度の支援費予算額は11ヶ月分。ただし、支援費関係予算額の伸び率は平成15年度を12ヶ月ベースにしたものを基に計算。

ホームヘルプサービスの支払額の実績(精神分は推計)

	平成15年4月分	平成15年11月分	増加率
支援費	53.2億円	72.0億円	+35.5%
精神分	1.5億円	2.0億円	+33.3%

在宅サービスを提供した市町村数(15年4月現在)

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
ホームヘルプサービス	2,328 (73%)	1,498 (47%)	1,051 (33%)	1,231 (39%)
デイサービス	1,144 (36%)	817 (26%)	1,162 (36%)	415(※) -
ショートステイ	857 (27%)	1,449 (45%)	1,428 (45%)	419 (13%)

※地域生活支援センター数

介護保険制度と支援費制度①

○ 平成15年度より、身体障害者（児）福祉サービス、知的障害者（児）福祉サービスの多くが、それまでの行政がサービス内容を決定する措置制度から、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択しサービスを利用する「支援費制度」へと移行したところ。

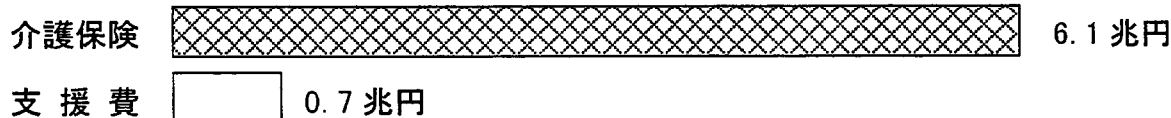
[介護保険制度と支援費制度の比較]

		介護保険制度	支援費制度
対象、 利用 手続 等	サービス対象者	要介護認定を受けた被保険者	支給決定を受けた身体障害者、知的障害者、障害児
	サービス対象者の 決定手続き	市町村の要介護認定により決定 認定に当たっては第三者からなる認定 審査会が審査・判定を実施	市町村の支給決定
	サービスの要否の 判断	介護ニーズに係る要介護認定基準に基 づく判断	定められた勘案事項に基づく総合的な 判断（統一的な判断基準は設けられて いない）
給 付	サービス量	要介護度（要支援、要介護1～5）に 応じ支給限度額を決定し、その範囲で 利用者が選択	支給決定の際に、利用者ごとのサービ ス種類・量を決定
	ケアマネジメント	居宅介護支援事業所、介護支援専門員 が制度化されており、関係費用を保険 給付	制度化されていない
負 担	費用負担	居宅・施設サービス共通 〔負担〕 国 1/4 都道府県 1/8 市町村 1/8 保険料 1/2	居宅サービス 〔補助〕 国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4 施設サービス 〔負担〕 国 1/2 都道府県 1/4 市 1/2 町村 1/4
	利用者負担	応益負担 1割負担 限度額あり ※低所得者に対する一定の配慮を設 けている	応能負担 負担能力に応じた費用徴収 限度額あり

介護保険制度と支援費制度②

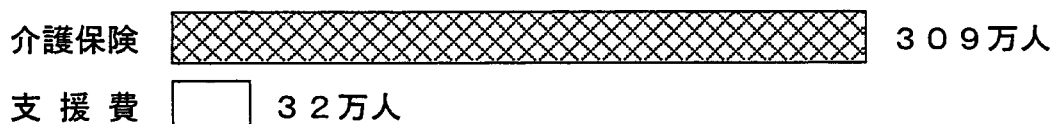
- 介護保険制度と支援費制度の給付状況からみると、支援費制度は介護保険制度に比べ、費用ベースで約8分の1、利用者数ベースで約9分の1の規模となっている。

年間サービス費用



注) いずれも平成16年度予算ベース(事業費ベース)

利用者数

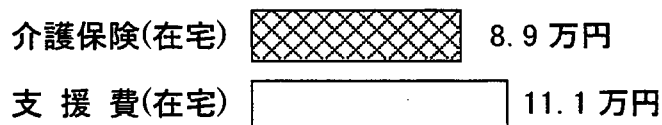


注) 介護保険は、介護給付費実態調査(平成16年1月審査分)における居宅サービス、施設サービスの受給者数の合計。

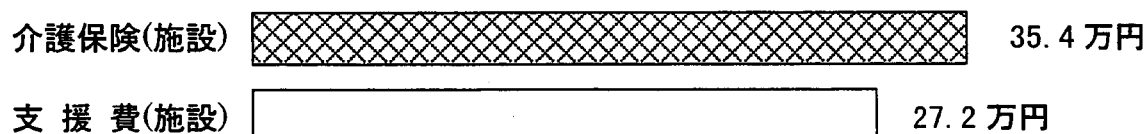
支援費は平成15年4月サービス利用者数

利用者1人当たり費用

○ 在宅サービス



○ 施設サービス

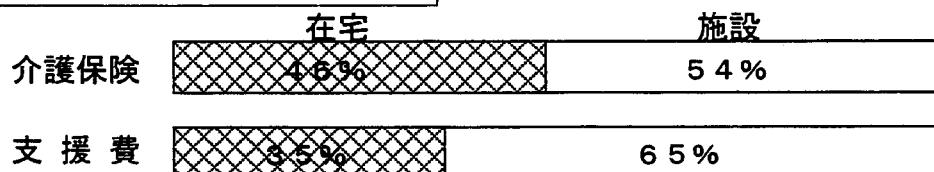


注) 介護保険は、介護給付費実態調査(平成16年1月審査分)に基づき試算。

支援費は平成15年度予算額に基づいて試算(平成15年4月分)。

通所施設サービスについては在宅として算定。

在宅・施設比率(給付費ベース)



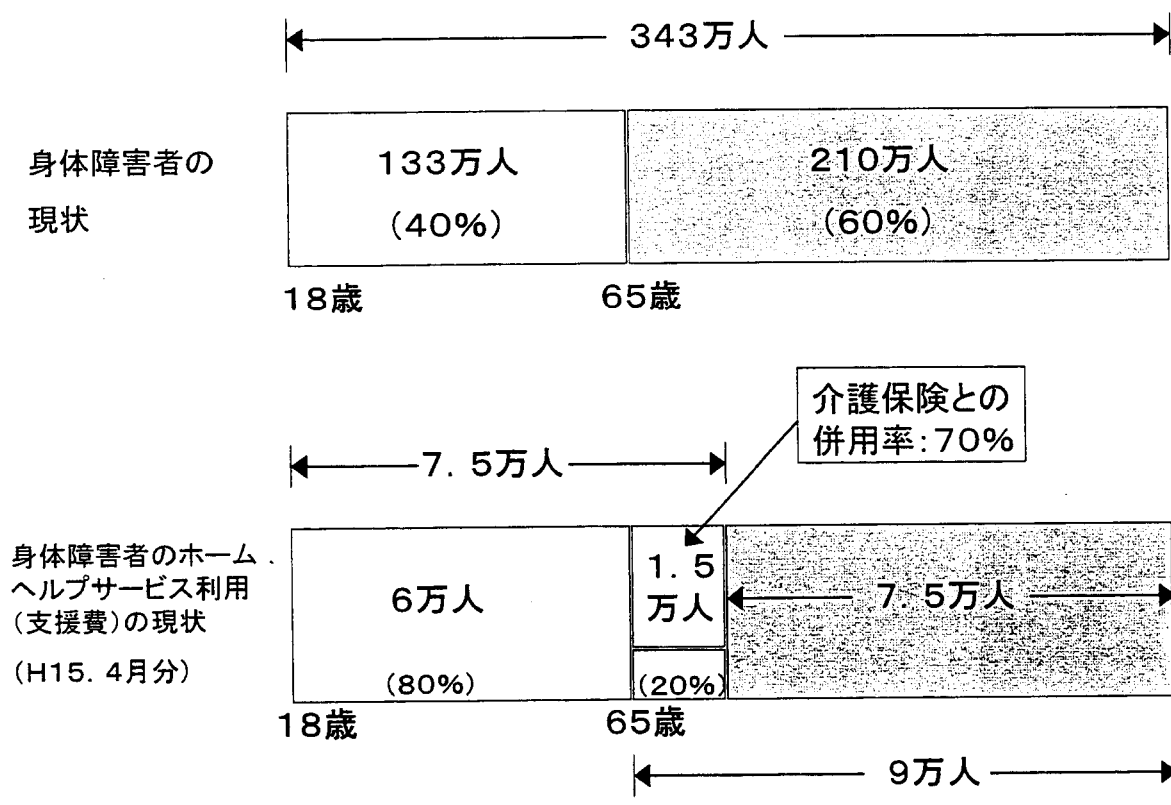
注) 介護保険は、介護給付費実態調査(平成16年1月審査分)に基づき試算。

支援費は平成15年度予算額に基づいて試算(平成15年4月分)。通所施設サービスについては在宅として算定。

介護保険サービスと障害者サービスの関係

～身体障害者のホームヘルプサービスの例（粗い試算）～

- 「身体障害者数」に占める高齢者（65歳以上）の割合は約6割であるが、一方で、「身体障害者のホームヘルプサービス利用者数（支援費）」に占める高齢者の割合は約2割と少ない。
- ホームヘルプサービス（支援費）未実施の市町村が27%存在することや、支援費によるホームヘルプサービス利用者の中にも、介護保険との併用者がいることと併せて見れば、現行でも高齢の身体障害者の大半は介護保険サービスを利用していると考えられる。



（注1）身体障害者（児）数：平成13年身体障害児実態調査・身体障害者実態調査

（注2）ホームヘルプサービス利用状況

利用者総数：平成15年4月支給決定者数 75,223人（障害保健福祉部調べ）

年齢階級別内訳、介護保険との併用率

：障害保健福祉部が93市町村を対象に実施した「居宅生活支援サービス利用状況調査」を基に、老健局において推計。